

奈良県告示第四百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称 急傾斜地崩 (○○三)	域 吉野町樅尾	吉野町河原 (○○一) ～急傾斜地 崩壊警戒区		区域の名称	土砂災害警戒区域
				区域	土砂災害特別警戒区域
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり			
急傾斜地崩 (○○三)	吉野町樅尾 戒区域	吉野町河原 (○○一) ～急傾斜地 崩壊特別警 戒			
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり			
とおり との平面図の		とおり との平面図の		る事項	止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項
及び吉野町 土木事務所	奈良県吉野 くり振興課	役場まちづ 及び吉野町 土木事務所			

急傾斜地崩 (○〇七)	吉野町三津	域 崩壊警戒区	吉野町三茶 屋(○一七) 急傾斜地	吉野町三茶 屋(○一七) 急傾斜地	吉野町国栖 (○〇一)	吉野町国栖 (○〇一)	吉野町新子 (○〇一)	吉野町新子 (○〇一)	吉野町吉野 山(○一九) 急傾斜地	吉野町吉野 山(○一九) 急傾斜地	壊警戒区域
のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	のとおり	次の平面図	のとおり	次の平面図	
急傾斜地崩 (○〇七)	吉野町三津	戒区域 崩壊特別警 戒区域	吉野町三茶 屋(○一七) 急傾斜地	吉野町三茶 屋(○一七) 急傾斜地	吉野町国栖 (○〇一)	吉野町国栖 (○〇一)	吉野町新子 (○〇一)	吉野町新子 (○〇一)	吉野町吉野 山(○一九) 急傾斜地	吉野町吉野 山(○一九) 急傾斜地	壊特別警 戒区域
のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	のとおり	次の平面図	のとおり	次の平面図	
とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		とおり	とおり	次の平面図の	とおり	次の平面図の	
及び吉野町 土木事務所	奈良県吉野	くり振興課	役場まちづ 及び吉野町 土木事務所	奈良県吉野	くり振興課	役場まちづ 及び吉野町 土木事務所	くり振興課	土木事務所 及び吉野町	奈良県吉野	土木事務所 及び吉野町	奈良県吉野 役場まちづ 及び吉野町
											くり振興課 役場まちづ 及び吉野町

急傾斜地崩 (○○六)	吉野町飯貝	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○○九)	吉野町入野	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○○一)	吉野町檜井	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○二〇)	吉野町小名	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○○九)	吉野町丹治	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○○九)	吉野町丹治	壊警戒区域	
のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		
急傾斜地崩 (○○六)	吉野町飯貝	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○九)	吉野町入野	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○一)	吉野町檜井	吉野町小名	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○二〇)	吉野町丹治	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○九)	吉野町丹治	壊特別警戒
のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図		
とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		とおり	次の平面図の		
及び吉野町	奈良県吉野	土木事務所	くり振興課	役場まちづ	土木事務所	奈良県吉野	土木事務所	役場まちづ	土木事務所	奈良県吉野	土木事務所	役場まちづ	土木事務所	奈良県吉野	役場まちづ	土木事務所	奈良県吉野	役場まちづ

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。